特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	妊婦のための支援給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

春日部市は、健康管理関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

春日部市長

公表日

令和7年7月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	妊婦のための支援給付に関する事務
②事務の概要	春日部市(以下「本市」という。)は、母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させるとともに、経済的支援を図るため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づき、妊婦のための支援給付として妊婦支援給付金の給付を行う。給付金申請の際に市民から公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合に情報提供ネットワークシステムによる情報連携により、口座情報登録・連携システムから公金受取口座情報を取得し、公金口座に給付金を振り込む。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 春日部市中間サーバー 4. サービス検索・電子申請機能(マイナポータル・電子申請システム) 5 申請管理システム
2. 特定個人情報ファ	イル名
妊婦のための支援給付っ	アイル

妊婦のための支援給付ファイル 						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表の第70、12 2. 公的給付の支給等の迅速かつ確実 第1項	27、135の項 な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第十一条				
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	【情報提供に関すること】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第 【情報照会に関すること】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第					

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	こども未来部 こども相談課					
②所属長の役職名	こども相談課長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	市政情報課市民相談·情報公開担当 所在地:〒344-8577春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	市政情報課市民相談·情報公開担当 所在地: 〒344-8577 春日部市中央七丁目2番地1 電話:048-736-1111					
9. 規則第9条第2項の適	Ħ	Ε]適用した			

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	17年5月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和7年5月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] が機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
果なですいている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた	- 入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	_

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	バー登録や副本登録の際情報又は住所を含む3情報 る事務では、上記のほか、 れの局面においても複数人 十分であると考えられる。	には、本人から 般による照会を 下記の局面で しての確認を行 番号及び本人 ある申請書等(し	

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと表	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	春日部市研修計画に従い、毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会見年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては、再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等の等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「特に力を入れている」と考えられる。

変更箇所

及 天间门					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明